

令和5年 4月 7日

各 位

東信柔道連盟会長 勝見 藤一
(会長印省略)

第72回東信柔道大会要項
第32回(公社)長野県柔道整復師会少年柔道大会東信予選会
第28回長野県少年少女チャンピオン大会東信予選会

- 1 大会名 第72回東信柔道大会
- 2 主催 東信柔道連盟
- 3 共催 東信柔道整復師会
- 4 後援 佐久市・佐久市教育委員会・佐久市体育協会
東信実業団柔道連盟・佐久柔道連盟・信濃毎日新聞社・佐久警察署
- 5 開催日時 令和5年 5月21日(日) 開場 8:00
- 6 会場 長野県立武道館柔道場
住所:佐久市猿久保165-1 TEL:0267-78-5370
- 7 日程
 - (1) 6年生・5年生・4年生計量 8:20
 - (2) 審判・監督会議 8:45
 - (3) 開会式 9:00
 - (4) 小学6年生・5年生・4年生競技開始 9:15
 - (5) 小学3年生・2年生・1年生競技開始 11:15
 - (6) 小学生表彰式 12:00
 - (7) 中学生以上無段者の部 13:00
 - (8) 一般の部個人試合 13:00
 - (9) 一般の部団体試合 14:00
 - (10) 閉会式 14:30
- 8 競技種目
 - (1) 小学生の部
個人試合
 - ① 小学1年生～6年生を対象に、男女別、学年別、5・6年生においては体重別の個人戦をトーナメント方式にて行う。
※体重別の階級
男子 5年生 ・45kg以下級 ・45kg超級
6年生 ・45kg以下級 ・65kg以下級 ・65kg超級
女子 5年生 ・40kg以下級 ・40kg超級
6年生 ・40kg以下級 ・55kg以下級 ・55kg超級
 - ② 参加選手で柔道を修行し約6か月満たないものは参加を認めない。
6か月とは総修業期間を表す。
 - (2) 無段者の部 中学生以上の個人戦(体重差・年齢等に配慮する)
参加選手で柔道を修行し約6か月満たないものは参加を認めない。6か月とは総修行期間を表す。
 - (3) 一般の部
 - ① 個人試合 二段・三段・四段の男女段別個人戦。
 - ② 団体試合 東信地区に居住、その地域内に勤務又は協会、連盟に所属する会員で編成した5名～7名編成のチームによる団体試合。(上小チームと佐久チームによる団体戦)
監督1名、選手人数は参加可能な範囲とし、段位順に配列する。(但し警察官は2名以内)

9 試合方法

- (1) 審判規定・・・国際柔道連盟試合審判規定並びに少年大会特別規定を適用する。
- (2) 試合時間・・・一般の部・無段者の部・小学5・6年生は3分（代表戦も同じ）小学4年生以下は2分。
- (3) 団体試合・・・勝率、高点トーナメント戦とし、同点の場合は勝点内容によって決する。
内容が同じ場合は代表戦を行い、勝敗を決する。代表戦は1回とし、内容が同じ場合は、僅少差(旗判定)をもって勝敗を決定する。
- (4) 個人試合・・・原則リーグ戦とし、勝敗を決定する。
無段者の部（中学生以上）は、3試合の対戦とする。

10 表彰

- (1) 団体・個人共にベスト4以内を表彰する。
- (2) 無段者の部は、3試合一本勝ちの者を表彰する。

11 脳振盪

- (1) 大会前1ヵ月以内に脳振盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。
- (2) 大会中、脳振盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。（なお、至急、専門医（脳神経外科）の精査を受けること。）
- (3) 練習再開に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。
- (4) 当該選手の指導者は大会事務局に対し、書面により事故報告書を提出すること。

12 参加費

1名当たり500円（一般の団体・個人試合両方出場しても一律500円）

13 申込期日

所定の用紙に記入の上、大会事務局宛5月10日（水）必着。それ以降の到着は、認めない。
大会事務局 〒386-0014 上田市材木町2-12-1
内山 貴之 宛 TEL/FAX 0268-22-3494
(E-mail) takayuki@po5.ueda.ne.jp

★申込用紙は、長野県柔道連盟ホームページ東信柔道連盟の所にアップロードします。
ダウンロードし記入のうえ、上記大会事務局へメールにて申し込んでください。
何かありましたら連絡ください。
※ 引率者は緊急の場合の連絡先を申込書に記入してください。

14 注意事項

- (1) 小学生については、大切な成長過程にあることを重視し、無理な減量を行ってはならない。
- (2) 組み合わせ等については、主管者にご一任ください。
- (3) 前年度優勝チーム（上小チーム）は、優勝旗をお忘れなく持参して下さい。
- (4) 小学生の出場選手には、保護者又は保護者を代行できる者が同伴すること。
- (5) 負傷者については、負傷時の応急処置は主催者において行う。事後については傷害保険の範囲とし、その他の責任は一切負わない。（負傷者は、試合当日に本大会事務局に報告のこと、事後報告は認めない。また、各自傷害保険へ加入すること。）
- (6) 出場選手、監督および保護者は、申し込みの時点で体格差のある選手との対戦が生じる場合があることを了承したものとする。

15 新型コロナウイルス感染予防対策について

- (1) 5月8日（月）から、新型コロナウイルス感染症が感染レベル5類に引き下げられるが、大会参加者は体調管理に努め、大会当日に感染の疑いのある諸症状を有している場合は参加しないこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染予防対策については、県内の感染状況を確認しつつ場合によっては変更もありうる。